

# 個人情報保護に関する法制度と展望

## - パーソナルデータの利活用は推進されるのか？

---

2014年8月27日

KDDI総研 取締役

高崎晴夫

# 本日の講演項目

---

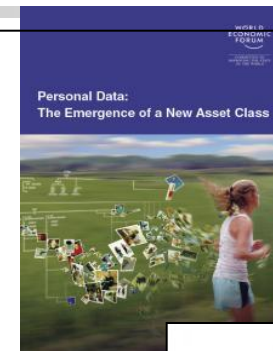
- **パーソナルデータを巡る世界の動き**
- **プライバシー法制の沿革**
- **パーソナルデータの利活用に関する政府大綱の概要と課題**

---

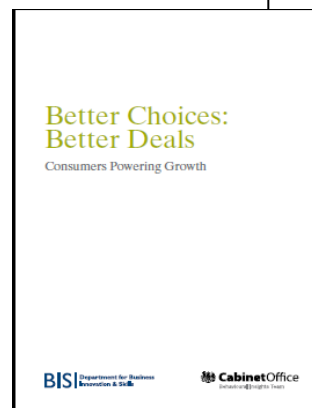
# パーソナルデータを巡る世界の動き

# パーソナル情報利活用への世界的な期待の高まり

- 2011年2月の世界経済会議（ダボス会議）で『パーソナル情報：新たな資産価値の出現』を発表
- 2011年9月には：“**Personal Data: The “New Oil” of the 21st Century**”を宣言
- 2012年1月のダボス会議ではビッグデータへの言及を鮮明に（“**Big Data Big Impact : New Possibilities for International Developments**”）



- 2011年5月、英国BIS(ビジネス・革新・技能省)は、消費者をエンパワーすることでより良い選択、より良い取引（Better Choices: Better Deals）を実現し、市場を活性化することで、長期的な経済成長を目指す『My Data』を発表



- 2011年5月、米マッキンゼーは、グローバルな位置情報サービスの提供により、**\$600Billion**の**新規需要の創出**が期待できると発表
- 公的な大規模データの利活用が期待され、大きな社会的効用を生み出す公的情報が多々存在する、と指摘



# 新たな制度的枠組みに向けての我が国の動き

## ◆2011年3月11日の東日本大震災以後、パーソナルデータ、ビッグデータ活用の検討が加速化

### ●2012年3月9日 IT戦略本部（第56回会議）

【総務省】

### ◆「ICTが導く日本再生の道筋」

- ・「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」での新たな制度枠組みの議論

【経済産業省】

### ◆データの開放・融合によるイノベーション

⇒\*防災対策等におけるビッグデータの利活用事例としては、NHKスペシャル“震災 Big Data”<http://www.nhk.or.jp/datajournalism/about/>

## ◆2013年6月の安倍政権における成長戦略とICT総合戦略本部による「世界最先端IT国家創造宣言」の公表。

### ●ビッグデータの利用ルールを年内に確定

⇒ IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」で検討され、**2013年12月に制度見直し方針案が決定**

# 海外の状況

## 【EU】

2012年1月、EU委員会が「EUデータ保護規則案」を提案。2013年3月、欧州議会において修正案が可決されたものの、理事会の調整が課題。2014年5月に議会改選となり、今後の審議動向は不透明な状況（早くても2015年採択、2017年施行見込み）。

## 【米国】

2012年2月 オバマ大統領が「情報化時代のプライバシー保護の青写真」として消費者データ及びプライバシー保護に関する新たな枠組みの公表（しかし、その後大きな進展は見られない）。

## 【OECD】

1980年採択のガイドライン（プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告）の見直し作業が行われ、2013年7月に新ガイドラインが理事会勧告として採択され、同年9月に公表。

⇒ パーソナルデータを巡る各国の法整備の背景には、データ流通の覇権を握るための「人権」を用いた「プライバシー外交」と見るべき（石井夏生利『「プライバシー外交」のためのプライバシー』2014）

# 参考資料) 現行データ保護法制の国際比較

	OECDプライバシーガイドライン(1980)	EUデータ保護指令(1995)	我が国個人情報保護法(2005)
目的	プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調整させること	個人の権利と基本的な自由、特に個人データの自動処理に関するプライバシーの権利の尊重の保証(データ保護)	プライバシー保護とは別に、特定の個人を識別できる「データ」の保護を定める。
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収集制限の原則</li> <li>2. データ内容の原則</li> <li>3. 目的明確化の原則</li> <li>4. 利用制限の原則</li> <li>5. 安全保護の原則</li> <li>6. 公開の原則</li> <li>7. 個人参加の原則</li> <li>8. 責任の原則</li> </ol> (OECDガイドラインの8原則)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した監督機関</li> <li>2. 司法による救済</li> <li>3. データ越境制限</li> <li>4. 最少データ取得原則</li> <li>5. 公正で合法的な手続き</li> <li>6. 監督機関への報告</li> <li>7. 使用後のデータ廃棄</li> <li>8. センシティブデータの保護</li> <li>9. 意思決定の自動化の制限</li> <li>10. ダイレクトマーケティング利用におけるオプトアウト</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>主務主管庁制度(独立した第三者機関は存在しない)</u></li> <li>2. 法律の名宛人は事業者(主務大臣による事業者への行政命令が基本、利用者の直接的な救済は民法をベースに裁判所で判断)</li> <li>3. 利用目的による制限</li> <li>4. 適正な取得</li> <li>5. 正確性の確保</li> <li>6. 安全性の確保</li> <li>7. 透明性の確保</li> </ol>

出典)総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書(案)平成25年6月を基に編集

# 参考資料) 各国の検討状況の比較

	EUデータ保護規則提案	米国消費者プライバシー権利章典	新OECDプライバシー・ガイドライン
公表時期	2012年1月	2012年2月	2013年9月8日
目的	自然人の基本的権利及び自由、特に個人データの保護への権利保障	ネットワーク化された技術における消費者データ及びプライバシーの保護	プライバシー及び個人の自由の保護
適用範囲	EU市民の個人データの処理、EU域外にもデータ保護規則を適用	消費者のデータ及びプライバシーを主な対象	官民間問わず、個人データに適用
本人の権利	<u>本人同意(明示の同意)、忘れられる権利、データ・ポータビリティが追加</u>	消費者プライバシー権利章典及び公正な情報慣習の原則に基づく7原則	8つの基本原則に変更なし
事業者の義務	<u>プライバシーバイデザイン</u> <u>データ保護違反通知義務</u> <u>データ保護影響評価</u> <u>データ保護担当者の設置</u>	<u>Do-Not-Track原則などを用いたプライバシー強化技術、執行可能な行動規範の策定</u>	プライバシーマネジメント、セキュリティ違反の通知導入、プライバシーリスク評価に基づく保護措置など
データ移転	十分性の要件の具体化 拘束的企業準則の明記	グローバルな相互運用(相互認証、利害関係者との対話と行動規範の策定)	越境プライバシー法執行の協力促進
監督・執行	独立性の確保、相互支援、欧州データ保護委員会の設置	連邦取引委員会の権限強化	プライバシー執行機関の設置

出典) 2012年11月経済産業省IT融合フォーラム・パーソナルデータWG第1回会合資料を基に作成

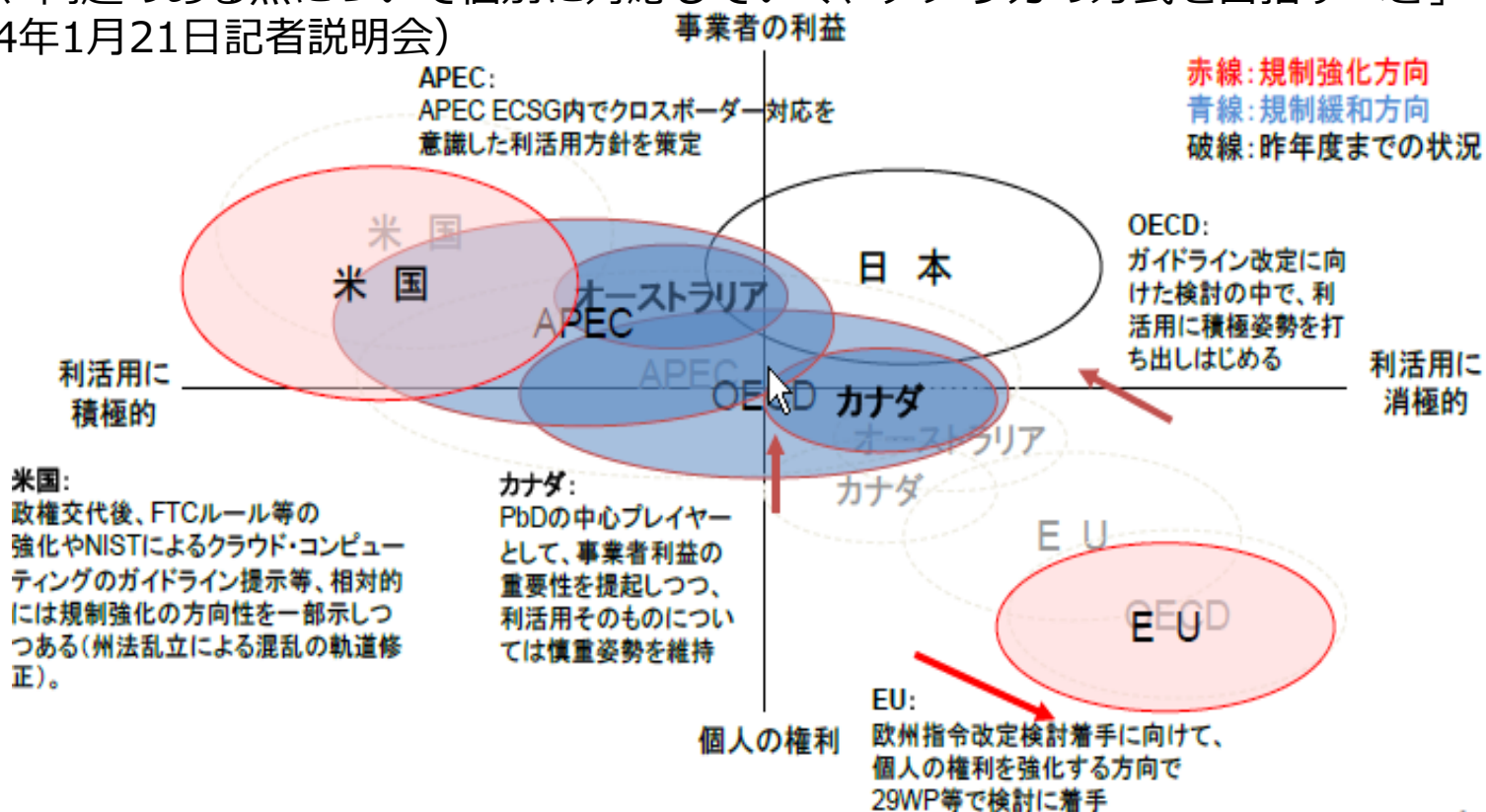


# 日本は何処を目指していくのか？

- 2013年12月の「パーソナルデータ制度見直し検討会」報告書の方向性は欧州型に近いものだった

\* 現行法体系ではEU指令の十分性の認定を受けられない。新規則案が通った場合には更に日本は不利な状況に追い込まれることを検討会の主要メンバーは危惧していた。

- 実業界の懸念（「ビッグデータはまだまだいろいろ試している段階。基本的に自由なデータの利用を認め、問題のある点について個別に対応していく、アメリカの方式を目指すべき」（ヤフー別所氏2014年1月21日記者説明会）

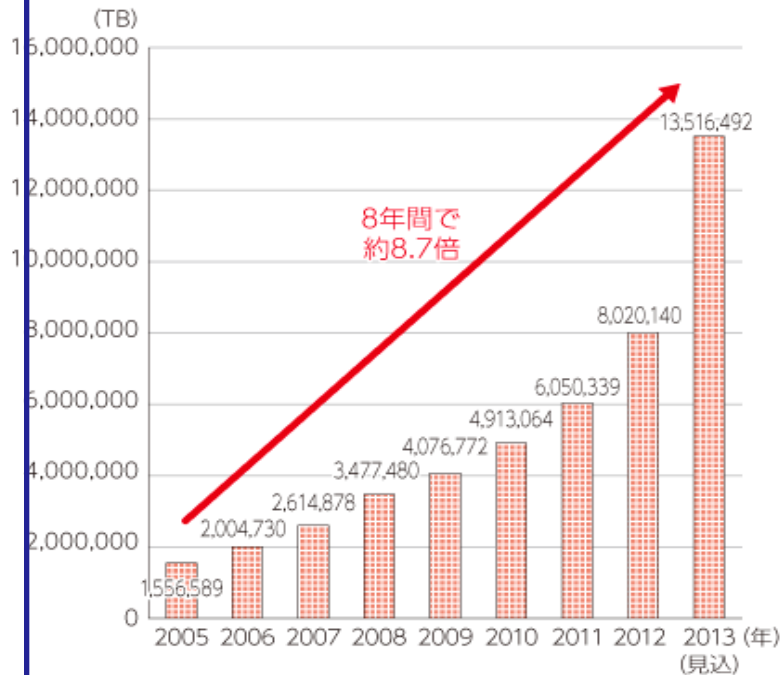


出典) 経済産業省IT融合フォーラム・パーソナルデータWG第1回会合資料より 2012年11月

# データ利活用がけん引する経済成長・イノベーションへの期待

## データ利活用の経済効果（総務省平成26年度情報通信白書より）

### データ流通量の推移（産業計）



### 生産関数モデルをベースに経済パフォーマンスへの影響を推計

$$Y = AK_{all}^{\alpha} L^{\beta} (K_i \cdot Data)^{\gamma}, \alpha + \beta = 1$$

Yは実質GDP、Aが全要素生産性、Kallが総資本ストック、Lが労働投入量、Kiが情報資本ストック、Dataがデータ流通量を示す

### データ利活用による売り上げ向上効果

#### 全産業合計で60.9兆円

2012年の全産業の売上高1335.5兆円の4.6%に相当

【内訳】

流通業（卸売業・小売業）	28.1兆円
流通業以外の産業	32.8兆円



今般の制度整備を契機として、異業種間でのデータ流通・活用が促進されるならば更なる経済効果が期待される。

# 参考) MIT Media Labにおける ビッグデータ流通プラットフォーム構築プロジェクト“Social Physics”



Social Physics

- MIT Media Lab のAlex Pentland教授が中心となり、ビッグデータ活用のためのデータサプライチェーンプラットフォームの構築を目指すプロジェクト“Social Physics”を立ち上げている。

<http://socialphysics.media.mit.edu/>

- Pentland教授は、ダボスにおけるWorld Economic ForumのCo-Leaderで、これまでのパーソナルデータ、ビッグデータに関する議論をけん引してきた仕掛け人。



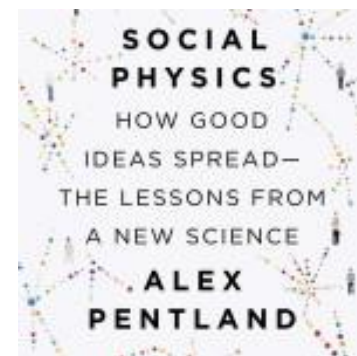
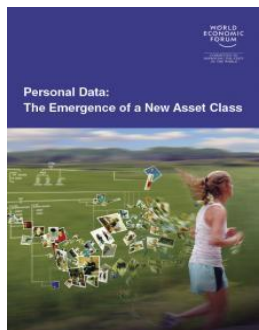
Pentland教授

- 同プラットフォームのメカニズムとこれをマネジメントするプラットフォーム (“Social Machines Building Logistics Networks”) に関するコンファレンスが本年9月に開催予定。

<https://kit.mit.edu/events/2014-kerberos-internet-trust-conference>

- 米国における産業構造転換のためのベースシナリオ “New Deal on Data” であり、今後の動向については注視が必要と思われる。

\* 銀行間取引における“SWIST”類似のTrust Networkの構築を想定



## 参考) 我が国でも同種の取り組みが開始

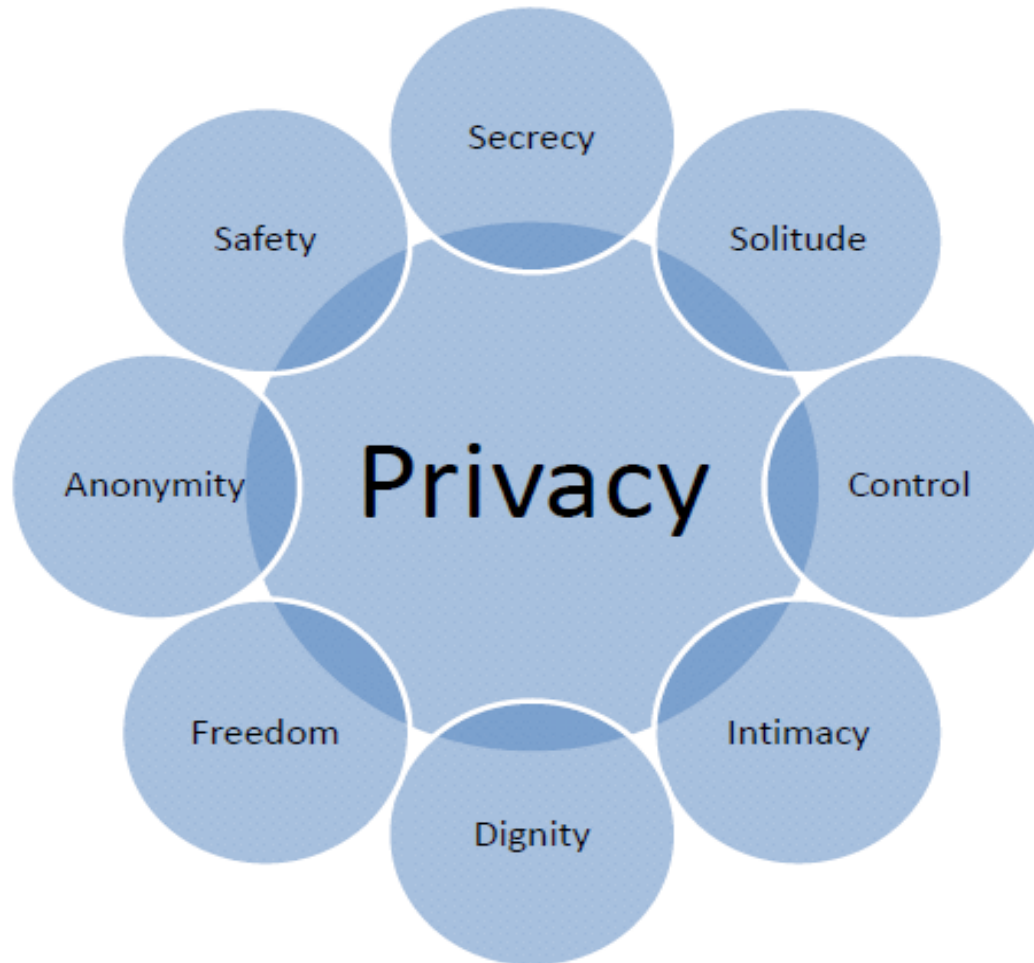
- 「インフォメーションバンクコンソーシウム」
  - 東京大学空間情報科学研究センター（柴崎教授）と慶応技術大学大学院メディアデザイン研究科（砂原教授）が中心となって、パーソナルデータを総合的に集約し利用を促すため、いわば「情報を取り扱う銀行の設立を目的とした団体。2013年9月に設立発表。
  
- 「データエクステンジコンソーシウム」
  - データセクション株式会社と株式会社デジタルインテリジェンスが、IIJ他の特別協賛企業とともに、企業等が保有するビッグデータの先進的利活用を目的に、実践的に情報交換・研究を行うことを目的とした団体。2014年4月に設立。
  
- 経産省「データ駆動型（ドリブン）イノベーション創出戦略協議会」
  - データ利活用による創出に向けて、業種・組織を超えたデータの共有による新たな企業連携を構築する仕組みの構築を目指す。2014年6月に設立。

---

# プライバシー法制の沿革

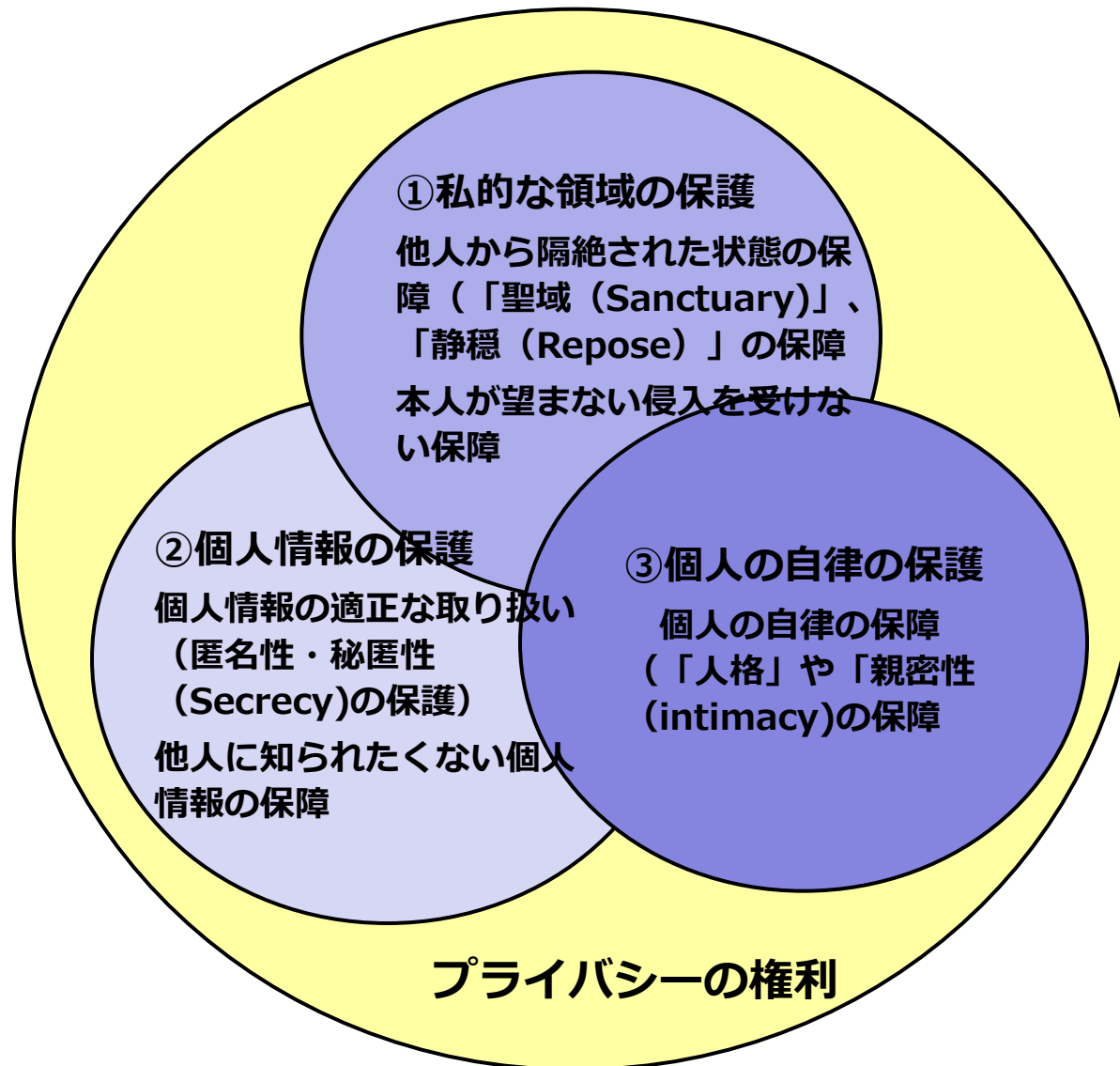
# プライバシーの多義性が複雑な問題を派生させる

- ・「プライバシーはカメレオンのような言葉である」 (Lillian R. BeVier 1995)



(Mark Lagheinrich "Location Privacy" 2009)

# プライバシー保護と個人情報保護との関係は？



出典) 新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』（1999）



# プライバシー・個人情報保護制度の沿革

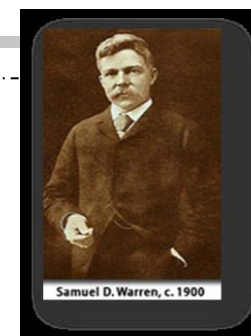
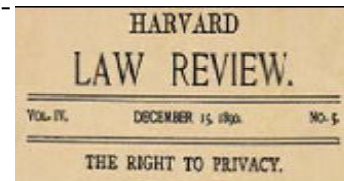
## ◆米国での沿革

- Warren & Brandeis (1890) :

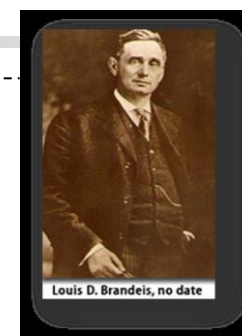
### “The Right to Privacy”

「ひとりにしておかれる権利 (right to be let alone)」

の提唱



ウォーレン



ブランドイス

- Prosserの4類型(1960) : 判例の整理・分類 (「伝統的プライバシー権」の定着)
- 1970年以降 : コンピュータ化進展による監視社会への懸念からより積極的な保護として「自己情報コントロール権 (現代的プライバシー権)」へ進展 (Westin 1967, Miller 1971)
- 1974年連邦プライバシー法他個別分野毎にプライバシー保護が図られている (セグメント方式の採用) (欧州はオムニバス方式、日本はオムニバス方式とセグメント方式の折衷)

## ◆財産権論による議論

- Westin(1967) : 個人情報について、個人的な人格を決定する権利として考えた場合、財産権として定義されるべき (あらゆる干渉を制限する、財産法により適切手続きの保障を伴う)
- Miller(1971) : 財産権論を否定的に解す (データを求める組織に義務を課すより、自分のことは自分で守るべきという個人責任をもたらす、商業上価値あるリストを作り出すのはデータ主体でなく第三者企業であり、データ主体に財産権を認める裏付けなし)
- Branscomb(1994) : 情報は価値ある資産。商業的に実現可能な商品として捉える。
- 財産権論を巡る議論は活発に行われているものの定説はまだ無い。  
⇒ データは誰のものか? (今後、データオーナーシップの議論が活発化するだろう)

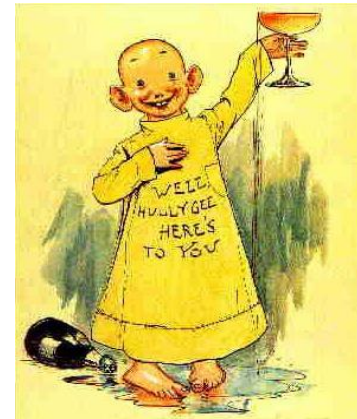


# 「ウォーレン&ブランダイス事件」とは

## ◆ウォーレン婦人の社交上の派手な振る舞いが新聞で問題となった事件

・1890年代において、サミュエル・D・ウォーレンの妻は、マサチューセッツの大都市であるボストンに住む若い婦人であり、自宅において、たびたび盛大なパーティを催していた。彼女は、デラウェア州の場ヤード上院議員の娘だった。そして、彼女の夫は、裕福で若い製糸業者であり、1年前に、受け継いだ事業に専念するために法実務をやめたばかりであった。彼女は、上流階級に属していたが、ボストンの新聞、特に『貴族 (blue blood)』に関するニュースを扱っていたサタデー・イブニング新聞は、彼女のパーティについて、極めて個人的でかつ当惑するほど詳細に記述した。

・論文が執筆された当時の社会的背景は、『イエロー・ジャーナリズム』（黄色い服を着た、イエロー・キッズの漫画を奪い合って掲載したことから由来）の時代であって、今日では多少なりともありふれたものになっている過剰に詮索するような方法をプレスが用い始めたころ。



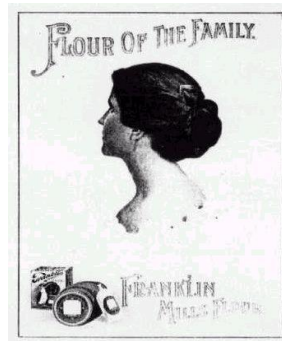
・ウォーレン&ブランダイス論文が執筆された背景には、個人の私生活がイエロー・ジャーナリズム、すなわち扇情主義的な新聞などのマス・メディアによって暴かれるということが問題となり、このようなメディアの表現活動に対抗するための法理論として、不法行為法上のプライバシー権が主張された。

(出典：村上康二郎『個人情報保護の基礎理論に関する研究-情報プライバシー権の日米比較』 2009年)

# 【寄り道】 すんなりとプライバシー権は認められなかった

- ◆ウォーレン&ブランダイス論文によって、学説上、明確にプライバシー権が提唱されたが、その後、プライバシーが問題となった不法行為事件において、直ちに、プライバシー権が承認されたわけではなかった。
- ◆1902年のロバーソン対ロチェスターホールディングボックス事件において、いったんプライバシー権が否定され、その後、1905年のペイブジック対ニューイングランド生命保険会社事件において承認されるに至る。この二つの事件は、実は似たような事案が問題になっているにも係わらず、結論が反対になっている。

・ロバーソン事件：被告の製粉会社が、メリケン粉の宣伝に、原告の女性の同意を得ずに、勝手にその肖像を利用してポスターを作製し、公の場に展示した。原告は友人達の嘲笑を受け、精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求を行った。最終的に、ニューヨーク州最高裁で、原告の損害賠償請求を却下した。



・ペイブジック事件：原告の写真が、被告である生命保険会社の新聞広告に、勝手に利用され、掲載された事件。新聞広告は、一方で原告の写真と他方で汚れた服を着た人を対比させて掲載し、保険会社の勧誘を図ったもの。ロバーソン事件とは対照的に、ウォーレン&ブランダイス論文を積極的に評価し、これを支持する判決を行った。プライバシー権を承認した最初の判決、リーディング・ケースとしてその後の裁判実務に強い影響を与えた。

・プライバシー権を最初に肯定した判決であるペイブジック事件判決で問題となったのは、肖像の営利的な利用の場面。純粹なプライバシー権の中心に位置する事案（人格的利益）ではない点。

(出典：村上康二郎『個人情報保護の基礎理論に関する研究-情報プライバシー権の日米比較』 2009年)

# 【寄り道】 プライバシー権のその後の展開

- ◆更に1931年のメルビン対レイド事件においてプライバシー権が承認されるようになると、アメリカの多くの州の裁判所においてプライバシー権が承認されるようになった。

## 【事案】

原告のガブリエル・ダーリーはかつては売春婦で、世間を騒がせた殺人事件の被告人として裁判を受けたこともある人物である。彼女は無罪となった後、人生の汚点を捨て去り、もとの生活状態に戻り1919年バーナード・メルヴィン氏と結婚した。社会的にも清廉潔白な生活を送り、友人達や彼女と関わりのある人達にも以前の経歴は気づかれていなかった。1925年、被控訴人らは、「赤い着物」(The Red Kimono)と題した映画を制作し上映した。この映画は実話に基づき、結婚前の姓名であるガブリエル・ダーリーの氏名を使用したため、世間一般の人々や友人達に彼女の過去を暴露することとなり、彼女の新しい生活は破滅させられてしまった。

## 【判決】

裁判所は、被控訴人の行為は、彼女のプライバシーの権利に対する侵害であるという判決を下した。

- ◆その後、非常に多くのプライバシー判決が下されるようになったが、実に多様な場面が問題となっていたため、それらを整理し、類型化する必要性が生じた。  
⇒ ウィリアム・L・プロッサー教授が300以上の判例を、4つの類型に整理し、1960年にカリフォルニア・ローレビューに「プライバシー」という論文で掲載した。

# プロッサーの4類型(伝統的プライバシー権)

◆プロッサー教授は、プライバシー権を以下の4つの類型で説明している。

- ①**第一類型 – 進入** : 原告の隔離、孤独、または私的な事項に対して進入すること。住居侵入等の物理的進入のみならず、物理的でない進入（ワイヤータッピング、マイクロフォンによる場合）も含む。
- ②**第二類型 – 私的事実の公開** : 原告に関する恥ずかしい私的な事実を公開すること（ウォーレン&ブランダイス論文が想定したもの）。メルビン事件のほか、女性の骨盤のX写真や変形した鼻の写真など原告の人体に関する医学的写真を公開した場合も含む。
- ③**第三類型 – 公衆の誤認** : 原告を公衆に誤認させるような公開をすること。広告の中で虚偽の推薦文が使用された場合、や偽の書籍や記事が発せられた場合。
- ④**第四類型 – 盗用** : 被告の利益のために、原告の氏名または肖像を盗用すること。

# 現代的プライバシー権の登場

◆1960年代中葉になると、特にコンピュータ化との関係で、新たなプライバシー問題へと関心が寄せられるようになった（「ビックブラザー問題」）。このような事態への対応に大きな影響を与えたのが、現代的プライバシー権（自己情報コントロール権の提唱）である。

◆現代的なプライバシー権については、様々な見解が存在。

①**プライバシー権の定義**：概ね、伝統的プライバシー権よりも権利の範囲を拡大しようとしている。「私的な事柄」に限定するのではなく、「自己に関する情報」に拡大する。自己情報を公開されない権利だけでなく、「取得」されない権利や、特定の者に「開示」されない権利も含む。

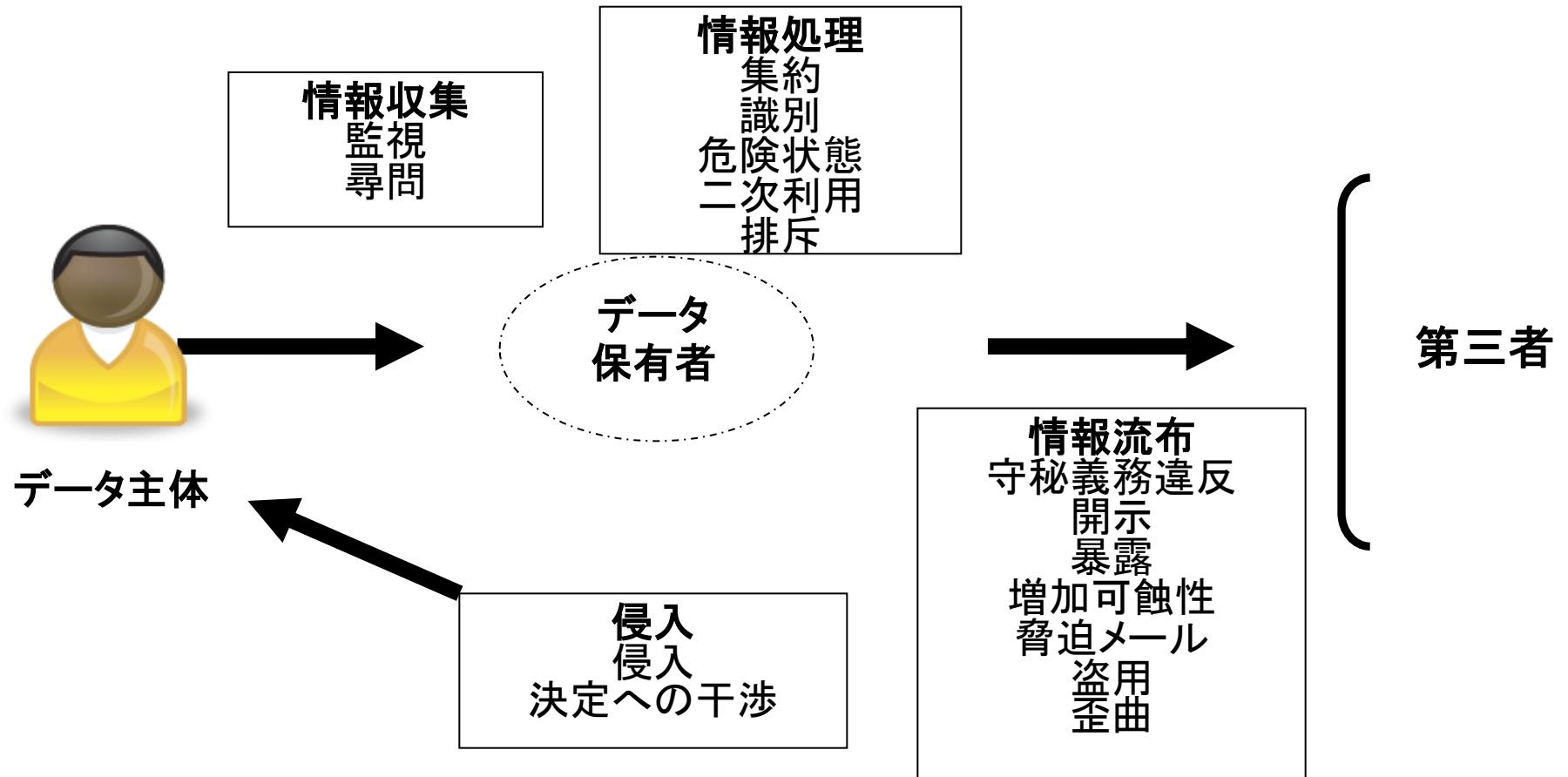
②**プライバシー権の法的性質**：財産権として把握するかどうかは見解が分かれる。

③**プライバシー権の積極的な側面、請求的な側面をどこまで認めるか**でも議論がある（制限を課さずに、自己情報の開示・訂正・削除請求を認めうるかどうか）。

## ウェスティン教授の「自己情報コントロール権」（Privacy and Freedom 1968）

「プライバシーとは、自己に関する情報がいつ、どのように、そしてどの程度他社に伝達されるかについて自ら決定できる、個人、集団、あるいは組織の要求」と定義。

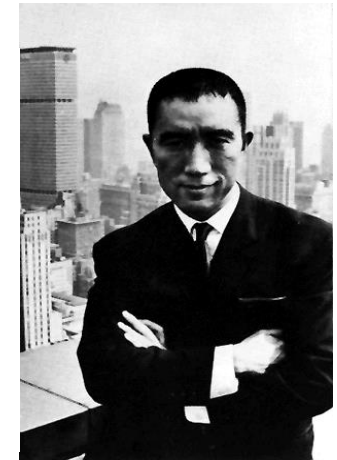
# Slove教授のプライバシー侵害の新たな類型案



(Daniel J. Solove “A Taxonomy of Privacy “2006)

# 我が国での沿革

- 1964年『宴のあと』事件：プライバシー権承認判決



- 『宴のあと』事件判決後、「プライバシー権」の根拠を憲法13条の「幸福追求権」で保証される権利（人格権）として整理される（判例・通説）
- 1988年『行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律』の成立
- 民間企業保有の個人情報保護の法整備は遅れ、2003年に個人情報保護法成立（2005年施行）
- 我が国は判例通説ともに人格権論を前提とする。

# 【寄り道】 「宴のあと」 事件とは

- ◆有田八郎元外相が、小説「宴のあと」によってプライバシーを侵害されたとして、作者の三島由紀夫氏と出版元の新潮社社長らを告訴した事件。
- ◆有田氏はこの小説のモデルと噂されていた。プライバシー侵害を理由とした訴訟は日本で初めて。1964年、東京地裁はプライバシー権を認め、原告勝訴の判決を下した。双方は5年後、二審継続中に和解した。



当時の新聞紙面



有田八郎氏



## 【寄り道】 個人情報保護法は一度流れている

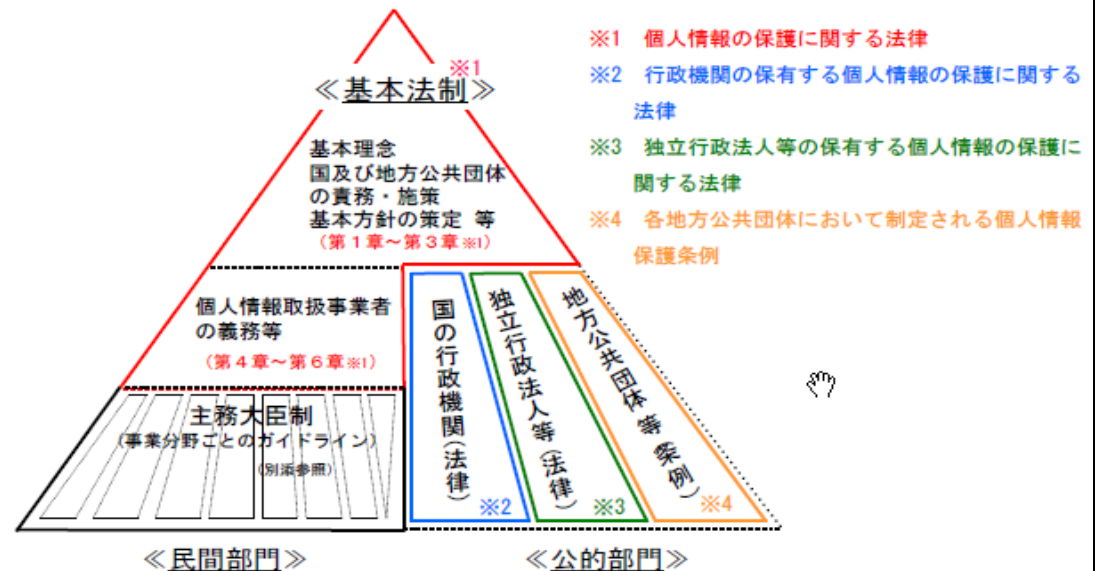
- ◆日本の個人情報保護法は2003年5月制定で、内閣で検討が開始されたのは1999年7月から。未制定時は、民間部門についてはいくつかのガイドラインで対応していた。
- ◆2000年1月に個人情報保護法制化専門家委員会が開催。
- ◆2001年3月に「個人情報の保護に関する法律案」（個人情報保護法案）が閣議決定され、国会に提出されたが、マスコミから「メディア規制法案」と批判されたことあり、国会での審議は全く進まなかった。2002年秋の臨時国会で継続審議の手続きが取られず廃案となる。
  - \* 2000年8月4日、日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本放送協会の新聞・通信・放送314社が、共同見解として、報道の自由は国民の知る権利に奉仕するもので、基本的人権のなかでも重要な権利であり、大綱案にはその点の配慮が欠けている、報道は公権力からの独立が守られていなければならないと指摘した声明を首相官邸で中川秀直官房長官に対し声明文を手渡し、公開した。
- ◆2003年3月に修正法案が閣議決定され、国会に提出。同年5月に衆参両院で可決された。

# 日米の法体系の違い

## 【米国】規制対象限定で個別領域毎に立法措置を講じるセグメント方式

- 1970年 公正信用報告法
- 1974年 連邦プライバシー法
- 1974年 家族教育権・プライバシー法
- 1978年 金融プライバシー権法
- 1978年 電子資金振替法
- 1986年 電子通信プライバシー法
- 1987年 コンピュータ・セキュリティ法
- 1988年 コンピュータ照合プライバシー保護法
- 1988年 ビデオ・プライバシー法
- 1991年 電話消費者保護法
- 1994年 法執行通信事業者協法力
- 1996年 電気通信法
- 1996年 医療保険移転・責任法
- 1998年 子供オンライン・プライバシー保護法
- 1999年 金融サービス近代化法
- 2001年 USA愛国者法
- 2004年 ビデオ盗視保護法
- 2005年 真正ID法

## 【日本】基本法の部分はオムニバス方式、一般法については公的部門と民間部門を分けて規定するセグメント方式の折衷を採用。



出典:内閣府「個人情報の保護」ウェブサイトより

# 欧州における沿革

- ・ **欧州でプライバシーが法制化されたのは大日次世界大戦後**（ドイツ・ナチスによる「ナチ国家の敵」に関するカード・カタログの収集。個人データをパンチカードに記録）。
- ・ 1950年、欧州評議会が「欧州人権条約」を公布。第8条にプライバシーに関する規定を盛り込む（「すべての者は、その私生活及び家族生活、住居並びに通信の尊重を受ける権利を有する」）
- ・ コンピュータ等の発展を受けて、1995年10月に「個人データ処理に係る個人情報保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」が公示
- ・ 1997年12月に「通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び理事会の指令」が公示された。
- ・ 1998年3月には「情報ハイウェイにおける個人データ処理及び収集に係る個人情報保護のためのガイドライン案」が作成
- ・ **1998年10月からは1999年10月公示の通称「EUデータ保護指令」が施行されている。**「EUデータ保護指令（EU指令）」は第25条において、個人データに関する十分なレベルの保護が行われていない第三国への個人データの移動を禁じている。

# (参考) EUの現行制度体系

## EUレベルの法令

### データ保護指令(1995年)

#### 「個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令(95/46/EC)」

(主な内容)

- (1) データ内容に関する原則(特定された明示的かつ適法な目的のための取扱い等)
- (2) データ取扱いの正当性の基準(データ主体の明確な同意等)
- (3) センシティブデータ※の取扱い ※人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入、健康又は性生活に関するデータ
- (4) データ主体のデータへのアクセス権
- (5) 取扱いの機密性及び安全性
- (6) 第三国への個人データの移転に関する規律(第三国が十分なレベルの保護措置を確保していることを条件とする等)  
(次頁参照)
- (7) 独立した監督機関

分野横断的なパーソナルデータ保護に関する規制

### eプライバシー指令(2002年、2009年改正)

#### 「電子通信部門における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令(2002/58/EC)」

(主な内容)

- (1) 通信の秘密保持
- (2) Cookieの利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求める
- (3) ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求める

電子通信部門に関するデータ保護指令の特則



## 加盟国レベルの法令

英国

データ保護法  
プライバシー及び電子通信規則

フランス

情報処理、情報ファイル  
及び自由に関する法律

ドイツ

連邦データ  
保護法

イタリア

個人データの処理に関する個人  
その他の主体の保護に関する法律

等

出典)総務省 パーソナルデータの利用・流通に関する研究会第1回資料 2012年11月

---

# パーソナルデータの利活用に関する政府大綱 の概要と課題

# 背景

情報通信技術の急速な進展により、位置情報など多種多様なパーソナルデータの収集・分析が可能となり、パーソナルデータ（個人の行動・状態に関するデータ）を個人の利益のみならず公益のために積極的に活用することにより、新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化を促進すると期待されている（「世界最先端IT国家創造宣言」ほか）。

## 問題の顕在化

- ・ 利活用が許容される利活用、保護すべき情報の範囲や事業者が遵守すべきルールが曖昧（**グレーゾーン問題**）
  - **利活用に対する消費者の不安**
  - **事業者もパーソナルデータ利活用に躊躇**
- ・ 諸外国における情報利用・流通とパーソナルデータ保護との整合性がとれていない
  - 日本に居住する者を対象にサービスを提供する海外事業者が個人情報の不適切な取り扱いをして、執行されない
  - 保護水準が十分でない他国への情報移転の制限ができない

## 個人情報保護法（2003年制定）の改正が不可避

# 安倍政権による新たな取りみの開始

- 安倍政権より、成長戦略の一環として「**世界最先端IT国家創造宣言**」が閣議決定の上、発表された（2013年6月14日、本年6月24日改訂）。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf>
- **2020年までに「世界最高水準のIT利活用社会を実現する」と宣言**
- **メインに「オープンデータ・ビッグデータの活用推進」を掲げる**
- **ビッグデータ利活用による新事業・新サービスの促進を実現するため、「速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し他の取組みを年内早期に着手。第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する」**ことを決定。
- 上記を受け、IT総合戦略本部に「**パーソナルデータに関する検討会**」を設置。2013年9月2日に第1回の検討会実施。**同年12月10日に「制度見直し方針案」（概要次頁）**が示された。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/index.html>
- これをベースに、IT戦略本部事務局で制度見直しに関する原案がとりまとめられ、2014年3月より検討会において審議。**同年6月に大綱案として取りまとめられた。**

## (参考) パーソナルデータ検討会報告「制度見直し案骨子」

### ◆ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

#### 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- ・ 個人が特定される可能性を低減した個人データについて、プライバシー保護に留意しつつ、第三者提供における本人同意の例外として、新たな類型を創出し、新たな類型に属するデータを扱う事業者が負うべき義務等を法定する
- ・ 共同利用・オプトアウト等第三者提供の例外措置の要件明確化

#### 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- ・ 保護すべきパーソナルデータの範囲、本人関与のあり方、小規模事業者の取り扱い、PIAの導入、データ取得時等における手続きの標準化等を検討する
- ・ 独立した執行機関（第三者機関）の設置
- ・ マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導の枠組み構築。

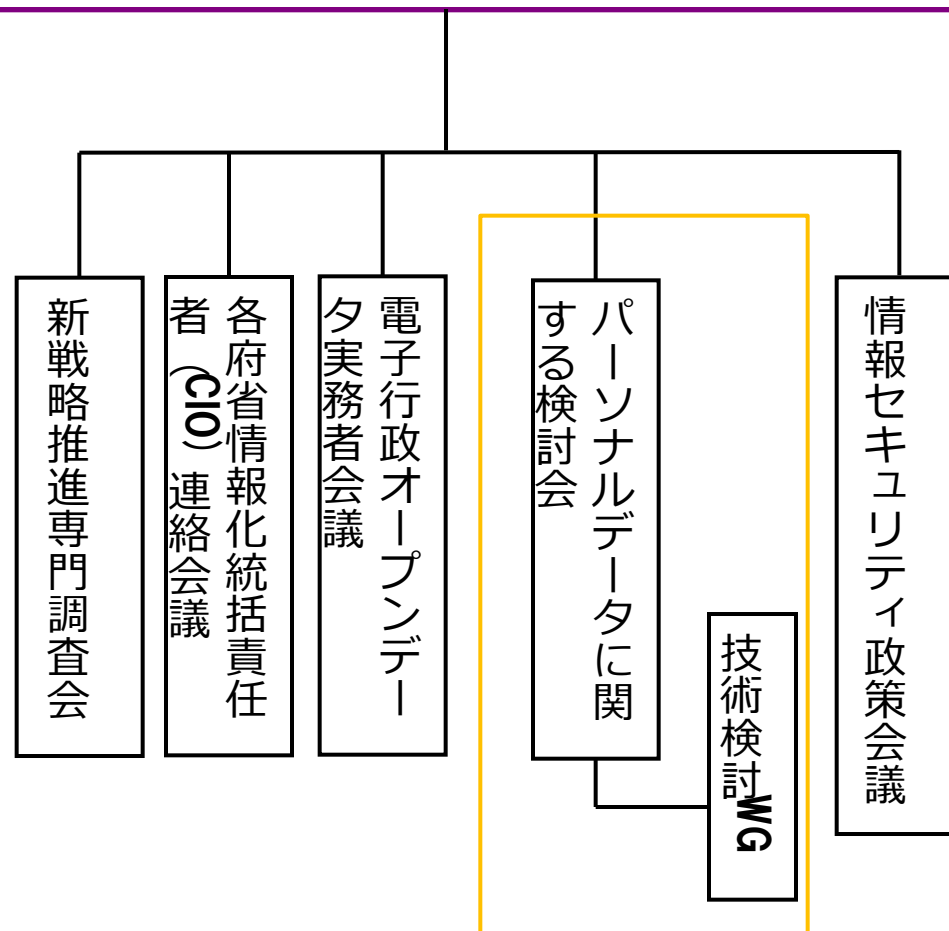
#### 3. グローバル化に対応する見直し

- ・ 国際的に調和の取れた制度を検討するとともに、他国へのデータ移転の際の確実な保護対策等について検討する。海外事業者への国内法適用も検討



# パーソナルデータに関する検討会の体制

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



## 【パーソナルデータ検討会委員】

伊藤 清彦 公益社団法人経済同友会 常務理事

◎ 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役  
会長兼社長

佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授

鈴木 正朝 新潟大学法学部教授

滝 久雄 株式会社ぐるなび 代表取締役会長

長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長

松岡 万里野 財団法人日本消費者協会会長

椋田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事

森 亮二 英知法律事務所弁護士

安岡 寛道 株式会社野村総合研究所上級コンサルタント

山本 隆一 東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

出典)高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 パーソナルデータに関する検討会第1回資料より(平成25年9月2日)

# 大綱策定までの検討状況と今後の予定

日程	議 題
3月27日（第6回）	・ 大綱に向けた議論の進め方、 ・ 第三者機関設置について
4月16日（第7回）	・ 「個人情報」の定義、 ・ 個人情報取扱事業者の義務
4月24日（第8回）	・ 個人の権利利益（開示等請求権）、 ・ 国際的調和を図るための適正な取り扱い（機微情報、個人情報取扱事業者）、 ・ 域外適用・越境執行協力・国外移転制限等
5月20日（第9回）	・ 経済団体からの意見表明、 ・ 医療情報を例とした利活用と保護のあり方、 ・ 認定個人情報保護団体等、 ・ 罰則、その他
5月29日（第10回）	・ 技術WGからの報告、 ・ オプトアウトに関する論点について、 ・ 論点の取りまとめについて
6月9日（第11回）	・ 大綱検討会案（事務局案の提示）
6月19日（第12回）	・ 大綱検討会案の取りまとめ 大綱案の各省協議
6月23日の週	・ IT総合戦略本部における大綱決定
7月	・ 大綱のパブリックコメント（7月24日締め切り）
9月以降	個人情報保護法改正案及び政省令案の原案策定（内閣法制局及び各省協議）
2015年1月	改正法案等の国会上程

# 政府大綱の概要と課題（要注意点）

- ◎ 保護されるべきパーソナルデータの範囲を明記する（グレーゾーンの解消）
  - ただし、保護対象がどこまで政省令で具体的に規律されるか不透明（問題先送り）。詳細は、参考の事務局原案と政府大綱の比較表を参照。
- ◎ 保護対象となる「個人情報等」の定義の該当性は第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別事前相談等により迅速な対応に務める。
  - 規制が厳しくなるのか利活用促進に向かうのか第三者機関の運用次第
- ◎ 「個人特定性低減データ」は再識別禁止など適性な取り扱いを定めることにより、本人同意を得ずに利用可能とする必要な措置を講じる
  - 「個人特定性低減データ」の定義が曖昧
  - 事業等の特性に適した匿名化技術の条件は誰がどのように定義するのか
  - 加工処理についての第三者機関への届け出義務は課せられるのか
- ◎ 消費者等も参加するマルチステークホルダースキームを介して、業界の特性に応じた業界独自のルールを策定し、その実効性確保に第三者機関が関与する枠組みを創設する
  - マルチステークホルダースキーム創設は具体的にどう対応すればよいのか良く分からない。特に消費者団体の取り込みは困難を伴う（リソース・スキル不足）
  - コストは誰が負担するか。企業側が負担するとした場合のインセンティブは何か
- ◎ 第三者機関の実効性ある執行・監督等を可能とするよう各府省大臣との関係を整理する
  - 主務主管庁と第三者機関の権限調整要どうなるのか要注意事項（重疊的な規制は避けるべき）

# まとめ

- **パーソナルデータ利活用を促進するための新たな制度的枠組みの考え方が示された（「政府大綱」）**
- **本年9月からIT総合戦略本部を中心に、個人情報保護改正法案並びに政省令案の策定作業行われる予定（課題は山積）。2015年1月の通常国会に改正法案を付議予定**
- **流れとしては、パーソナルデータの利活用をしやすい環境が生まれる見込みであり、企業における事業展開の自由度が高まることが期待される。その一方で、自主規制の取組み強化や、第三者機関の自己チェックの強化等、企業側の責任も強化されると予想。**
- **海外事業者を含めパーソナルデータ活用やデータの囲い込みは更に激化すると予想される。**

---

## **参考：事務局原案と政府大綱の比較**

# 事務局原案と政府大綱の比較 1 / 9

課題	事務局原案（2014年3月）	政府大綱（2014年6月）
<p>①グレーゾーン拡大への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護されるパーソナルデータの定義とルールの明確化</li> <li>個人情報であるか否かの判断主体・基準の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者間で共通で利用する識別子等を新たに「<b>（仮称）準個人情報</b>」として定義し、その取り扱いをルール化</li> <li>第三者へ情報提供する際の個人情報の判断基準が提供者基準であることの明確化等</li> </ul> <p>⇒ <b>具体的な条件は技術WGで検討へ</b></p> <p><b>【技術WGの検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データの加工方法は定義化できない</li> <li>低減データは劇薬のようなもの。副作用を抑えるため、<b>第三者機関への加工方法や提供者情報の通知制度が必要</b>と判断した。</li> </ul>	<p><b>【パーソナルデータの保護目的の明確化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「プライバシーの保護」と「利活用の促進」の理念を明らかにする</li> </ul> <p><b>【定義と義務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>事業者がパーソナルデータの利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化し、個人の権利利益の侵害が生じることのないよう取扱に関する規律を定める。</b></li> <li>技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みとする。</li> </ul> <p><b>【プロファイリング問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな課題。現状では、自主規制に委ね、継続して検討すべき課題とする。</li> </ul>

# 事務局原案と政府大綱の比較 2 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>②パーソナルデータを利活用する新たな環境への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人が特定される可能性を低減したデータ」を活用し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの「事業者内での目的外利用」や「第三者提供」を可能とする環境の整備</li> <li>・機微情報の取扱い 同じ個人情報でも、その内容によっては、差別やプライバシー侵害につながりやすいものがあるため、特に適性な取り扱いを要するものを「機微情報」として定義し、その取扱いを規定する。</li> </ul>	<p>プライバシー保護に配慮した、利活用推進のため、新たに「<b>(仮称)個人特定性低減データ</b>」を定義し、その取扱いをルール化 ⇒ <b>具体的な条件は技術WGで検討へ</b></p> <p>【技術WGの検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「準個人情報」として新たな規制の対象とすることは妥当</li> <li>・どのようなデータが準個人情報に当たるか一定の<b>指標（本人付与性、一意性、共有性、変更可能性等）に基づき整理</b>。</li> <li>・「準個人情報」に該当するもの。運転免許証番号、パスポート番号等個人又は個人が使用する通信端末機器等に関するもの、声紋・指紋等個人の身体的特性に関するもの。</li> <li>・<b>移動情報、購買履歴、Web閲覧履歴を一律に「準個人情報」に該当すると判断することは困難。</b></li> <li>・<b>一様に「個人特定性低減データ」に加工する方法を整理することは困難</b></li> <li>・<b>「個人特定性低減データ」に関する第三者機関への情報の提出と第三者機関による公表が必要</b></li> </ul> <p>○機微情報を定義し、特別な取扱をルール化</p>	<p>【保護対象の明確化及びその取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、<b>指紋認識データ等個人の身体特性に関する者等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める。</b></li> <li>・<b>保護の対象となる「個人情報等」の定義への該当性は第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に務める。</b></li> </ul> <p>【特定性低減データについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の同意に基づく場合に加え、<b>新たに「個人データ」を特定の個人に識別される可能性を提言したデータの加工したものについて、特定の個人を識別することを禁止するなど適性な取り扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報の円滑に利活用するために必要な措置を講じる。</b></li> </ul> <p>【行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いのあり方について調査・検討を行う。</li> </ul> <p>【機微情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則機微情報（社会的差別の原因となるおそれがある情報）の取扱を禁止する。ただし、本人の同意により取得・とり扱いを可能にし、例外規定を設ける等規律を定める。</li> </ul>



# 事務局原案と政府大綱の比較 3 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>③民間事業による個人情報保護の取組みについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>認定個人情報保護団体の認定、監督権限を主務大臣から第三者機関に移管する。</u></li> <li>・ <u>マルチステークホルダースキームを導入し、民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設し、円滑な合意形成に第三者機関を関与させる</u></li> <li>・ 第三者機関が認証業務を行う民間団体を認定、当該認定を受けて民間団体が対象事業者の審査・認証を行う。</li> </ul>	<p>【民間主導の自主ルール策定・遵守の枠組みの創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消費者等も参加するマルチステークホルダープロセスの考え方を生かして、民間団体が業界の特性に応じた具体的な運用ルールや法定されていない事項に関する業界独自のルールを策定し、その認定等実効性の確保のために第三者機関が関与する枠組みを創設する。</u></li> </ul> <p>【民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第三者機関の認定を受けて民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設する。</u></li> <li>・ <u>認証業務を行う団体は、第三者機関の監督に服する。</u></li> </ul>



# 事務局原案と政府大綱の比較 4 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>④（その他扱い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マルチステークホルダスキームのあり方</li> <li>○ <b>PIAの実施</b></li> <li>○ 共同利用、同意取得の手続きの明確化</li> </ul>	<p>当初案では言及されず</p>	<p><b>【個人情報の取扱いに関する見直し】</b></p> <p>○ <u>利用目的の変更時の手続きを見直す。検討にあたっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更することにならないよう、実効的な規律を導入する。</u></p> <p><b>【オプトアウト規定の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用上の問題が指摘されているところ、現行法の趣旨を踏まえた運用を図ることとする。<u>現行法規定に加え、第三者機関への届け出・公表等必要な措置を講じる。</u></li> </ul> <p><b>【共同利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行法の解釈に混乱が見られるとの指摘があり、<u>現行法の趣旨を踏まえた運用を図る。</u></li> </ul> <p><b>【プライバシー影響評価（PIA）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に過度な負担とならずに個人情報の適正な取扱いを確保するための実効性あるPIAの実施方法等について継続して検討すべき課題とする。</li> </ul> <p><b>【分かり易い同意取得方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者等も参加するマルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主ルール等の改善を図る。</li> </ul>

# 事務局原案と政府大綱の比較 5 / 9

課題	事務局原案	大綱
<p>⑤開示等請求権等について            適時かつ迅速に開示等が行われる必要性（行政規制(勧告・命令等)では迅速な解決が困難な面が存在) から、            現行法における行政規制を補完するため、新たに「<u>開示</u>」、「<u>訂正等</u>」、「<u>利用停止等</u>」について、<u>本人による民事上の請求権を規定してはどうか。</u></p>	<p>○開示請求規定の新設            ○訂正等請求規定の新設            ○利用停止等請求規定の新設</p>	<p>【開示等のあり方】            ・<u>現行の開示、訂正等及び利用停止等（「開示等」）本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう規律を定める。</u>            ・<u>本人の権利利益保護と事業者の負担のバランスに配慮し、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する。</u></p>
<p>⑥「保有個人データ」の保有期間の見直し            事業者の負荷を考慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更</p>	<p>○利用目的の公表等の適用除外となる「6か月以内」の規定を削除</p>	<p>【保存期間の定め】            ・<u>一律に定めることとせず、個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱いの透明性を図る観点から、当該データの保存期間等の公表のあり方について検討する。</u></p>

# 事務局原案と政府大綱の比較 6 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>⑦グローバル化に対応する取組み（域外適用・越境執行協力・国際移転制限等について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本に居住する者を対象にサービス提供する海外事業者が個人情報の不適切な取扱いをして、執行されない</li> <li>・保護水準が十分でない他国への情報移転制限ができない</li> </ul>	<p>①海外事業者に対する国内法の適用</p> <p>②第三者機関による国際的な執行協力等の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な枠組みへの参画及び活用（GPEN, CPEA等）</li> <li>・外国執行当局に情報提供を可能とする根拠規定の整備</li> </ul> <p>③保護水準が十分でない他国への情報移転の制限</p>	<p>【域外適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国事業者に対する適用を明確にするため、<b><u>個人情報取扱事業者等の該当要件を改める。</u></b></li> </ul> <p>【執行協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者機関が<b>外国執行当局に情報提供可能</b>とする</li> <li>・<b>国際的執行協力枠組みへの参画</b></li> </ul> <p>【他国との情報移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理のために技術進歩に対応した必要かつ適切な措置が講じられるよう<b>契約等の措置</b>を講じさせる</li> <li>・<b>情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みについて検討する。</b></li> <li>・<b>第三者機関の認定を受けて民間団体</b>が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、<b>相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務</b>を行う枠組みを創設する。</li> </ul>

# 事務局原案と政府大綱の比較 7 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>⑧ <b>第三者機関の設置</b>            パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、<b>独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応</b>を迅速かつ適切にできる体制を整備する。</p>	<p>○番号法における『<b>特定個人情報保護委員会</b>』の<b>機能・権限の拡張等により措置し、内閣総理大臣の所轄に属する、いわゆる三条委員会とする。</b></p> <p>○特定個人情報等に関する特定個人情報保護委員会としての機能・権限等はそのまま維持し、<b>監督・関与の対象を特定個人情報以外の個人情報（一般の個人情報）に拡大する。</b></p> <p>○行政権の行使等に関する現行制度における<b>主務大臣制との関係については、実効的な執行・効率的な運用の観点等から整理する。</b></p>	<p><b>【第三者機関の体制整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報保護委員会の所管事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加し、内閣総理大臣の下に独立した第三者委員会を設置。</li> <li>・委員を増員し、データ利活用とプライバシー保護に配慮したバランスの取れた人選となる要件を定める</li> <li>・専門委員を置くことができることとし、事務局について必要な体制の構築を図る。</li> </ul> <p><b>【権限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>現行の主務大臣が有する個人情報取扱事業者に対する権限・機能（助言、報告徴収、勧告、命令）に加えて、指導、立入検査、公表等を行えるようにするほか、現行の主務大臣が有する認定個人情報保護団体に対する権限・機能を有する。</b></li> <li>・<b>国際執行協力等を行う。</b></li> <li>・<b>民間主導で創設する自主ルールの認定等を行う。越境データ流通等の認証を行う民間団体の認定、監督等を行う。</b></li> <li>・行政機関等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限等と第三者機関の関係を検討する。</li> </ul> <p><b>【各府省大臣との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>第三者機関の実効性ある執行・監督等を可能とするよう各府省大臣との関係を整理する。</b></li> </ul>

# 事務局原案と政府大綱の比較 8 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>⑨紛争解決方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な結論は出せず（紛争処理機関を第三者機関とは独立したもので創設、第三者機関が紛争処理機能を担う、第三者機関が弁護士会等を紛争処理機関として指定の諸案を検討）</li> <li>・<u>当面は、改正後の運用を見守り、将来的に検討したい</u></li> <li>・<u>罰則等については、現行の罰則に加えて、課徴金制度導入を検討する</u></li> </ul>	<p><b>【罰則等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第三者機関の権限行使の実効性を担保し、新たに設けられる義務等の履行を遵守させるため必要かつ適切なものとなるよう、義務の内容や性質に応じて規律を定める。</u></li> <li>・<u>課徴金制度は引き続き検討</u>する</li> </ul> <p><b>【新たな紛争処理体制のあり方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情・相談件数の推移、勧告・命令権限の発動件数等の現状に照らし、今後発生する紛争の実態に応じて将来的に検討すべき。</li> </ul>

# 事務局原案と政府大綱の比較 9 / 9

課題	事務局原案	政府大綱
<p>⑩ <b>取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取り扱い</b>：事業者の負担に配慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更</p>	<p>○5,000件の適用除外条件を削除し、新たな基準を設定</p>	<p><b>【小規模事業者の取り扱い】</b>            ・現行適用除外規定を廃止。故意・重過失による等の事由が無い場合、勧告・命令の対象としないこととすべく、必要な措置を講じる。</p> <p><b>【学術研究目的の個人情報の取扱い】</b>            ・学術目的利用で第三者提供を躊躇する状況がみられないよう、学問の自由に配慮しつつ、講じるべき措置を検討する。</p>
<p>⑪ <b>医療分野を例とした個人情報と利活用のバランスの考え方</b>（当初、医療等情報の特別取扱を外すべきかが課題だったがトーンダウンしている）</p>	<p>医療分野を例とした挙げた課題は、医療分野に限定されるものではなく、<u>広く個人情報保護法全般に係る課題であり、厚生省と協議を継続</u>していきたい。</p>	<p>大綱案からは落とされた</p>

**ご清聴ありがとうございました**



**ご質問等は [ha-takasaki@kddi.com](mailto:ha-takasaki@kddi.com) まで**